地方分権と自治体の課題について

檀並利博株式会社富士通総研公共コンサルティング事業部シニアマネシングコンサルタント

text by Enami Toshihiro

1.バラ色ではない地方分権

多様な市民ニーズに応え、より地域のニーズに合った効率的な行政を実行するために、これまで何度となく自治体の現場から訴えられてきた「地方分権」。権限を手放したくない中央官庁との確執で「地方の時代」も色あせた最近になってようやく地方分権一括法が施行され、地方への税源移譲までもが議論され始めた。自治体の自立を願うものにとってはやっと悲願がかなう状況になってきたのである。しかし、そこには手放しでは喜べない事情がある。

90年代初頭のバブル経済崩壊を契機とした経済の低迷期において、90年代後半からは国と地方は本格的な改革路線に入っていく。財政再建のための行政改革を筆頭に、国から地方への権限移譲を行う地方分権一括法が施行(2000年4月)され、情報の非対称性を是正して、行政と市民との関係を大きく変える情報公開法も施行(2001年4月)された。これらの動きの中で自治体は手に入れた権限で自律(自立)し、市民と協働して、自己変革ができる組織へと生まれ変わっていくはずであった。

しかし、景気回復の見誤りによる財政 再建路線で、不況は長期化することにな る。その後景気対策としてとられた公共 事業もその効果はあがらず、国の公共 事業へ協力した自治体の借金も嵩むば かりになってしまった。国と地方合わせ た長期債務は700兆円、地方の借入金 残高は200兆円近くに達しており、機構 改革、定数削減、経費節減という従来の 行革三点セットで不況を乗り切るという 手法では限界になってきた。国の財政再 建のためには「国・地方の関係の見直 し」、つまり税制改革・税源移譲込みの 「地方分権」によって自治体の自立を促す とともに、ある程度の犠牲とリスクも負っ てもらうという事態がまさに差し迫ってい るのである。

財政事情の厳しさから、課税自主権 の行使についてもあちこちの自治体で 検討、実施されるようになってきた。これ も地方分権の一つの効果であるが、財 政事情が苦しいから新税で補うという方 法をとることはそう簡単ではない。国民 の租税負担率は諸外国と比較しても低 いという事実はあるものの、市民はリスト ラ・倒産や給与カットで非常に厳しい現 実に直面している。依然失業率は5%超 の高止まりになっており、リストラや企業 倒産などの影響で急激に増えた年間自 殺者数は、4年連続で3万人超という異 常事態となっている。市民からは、行政 活動の成果(アウトカム)や身分保証さ れた公務員に対して厳しい目が注がれ 始めている。

2.地方分権一括法とBPR (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)

自治体にとっても非常に厳しいこれからの時代を乗り切っていくためには、現在の自治行政を抜本的に改革していかなくてはならない。その手段として一番大きな原動力になるのが2000年4月に施

行された地方分権一括法である。いくら 改革への意欲や意識が高くても、それを 阻む制度があればすべては空回りになっ てしまう。この壁を取り払ったのが地方 分権一括法である。

地方分権一括法によって、「自治体が 国と対等の関係」となり、「住民の福祉の 増進を図ることが自治体の基本的役割 である」ことが明言された。そして、その ポイントは機関委任事務制度の廃止と関 与の基本原則が示されたことにある。機 関委任事務制度が廃止されることにより、自治体の事務は自治事務と法定受 託事務とに再構成され、両者とも条例制 定権が認められることになった。つまり、 法令に反しない限りにおいて、その自治 体の事情に応じて運用等が議会で決定 できる、自分達で決めることが可能になっ たのである。

さらに関与の基本原則として、法定主義、一般法主義、公正・透明の原則という原則が定められ、今までのような不透明な行政指導というものが排除されることになった。 すなわち自治体の事務の細かいところまで規程し縛っていた従来の「通達」や「行政実例」などはすべて効力を失うことになったのである。

つまり、これまでは法令の解釈権は省 庁にあるという位置付けであったが、地 方分権一括法が施行されてからは「法 令の解釈権は地方自治体にある」とい うことになる。この意味するところは非常 に大きい。法に反しない限り、住民に対 する福祉の増進を目指した自主的な活 動が保障され、住民の福祉増進のため には、従来の「通達」や「行政実例」にとらわれず、自ら法を解釈し、必要であれば条例を制定して実行していくことができる。自治体は非常に大きな権限を得ることになったのである。

パソコンやインターネットなどITの普及 に伴い、民間企業では自らをスリム化し、 競争力を高める手段として「ITを活用し て業務プロセスを抜本的に改革」する、 いわゆるBPR(ビジネス・プロセス・リエン ジニアリング)が盛んに行われた。法律 に基づく事務や事業を行っている自治 体においてはBPRは不可能だと言われ ていたが、地方分権一括法はこれを可 能とした。プロセスの細かい運用を規程 しているのは法律ではなく「通達」や「行 政実例」であり、これらは地方分権一括 法によって無効となった。自治体は住民 の満足度を高め、内部の行政事務を大 幅に効率化するため、自ら法律に基づ いて解釈し、業務プロセスを改革するこ とが可能となったのである。

3.条例活用による自治体 改革と議会の意識改革を

地方分権一括法が施行されてすでに 2年が経過した。劇的な変化が起こっているとは言えないが、確実に変化は起きている。「まちづくり基本条例」という自治体における憲法を作ろうという動きも各地で出てきており、条例を自分達の道具として活用していこうという動きが出てきたことは注目に値する。

2000年神奈川県小田原市では、「市

税の滞納に対する特別措置に関する条例」を制定し、話題を集めた。滞納者名を公表することは、通達によれば「地方公務員法に違反する」ことになる。しかし、26億円もの市税累積滞納額を抱え、財政事情の悪化に悩んでいる市にとっては、「悪質な」滞納者の氏名を公表することは何らプライバシー侵害には当らないと判断したのである。この考え方に賛同する市民は大勢いるだろう。担税力がありながら納付に応じず、行政サービスを享受する市民がいるとすれば許せるだろうか。このような条例の活用は税収増にもつながる。

実は、自治体の議会においても地方 分権によってその役割と権限が拡大されている。条例制定権が委ねられたことにより、議会が条例を制定すれば、議会の力によって事務運用を変更することができる。つまり、議会の力によって業務プロセスの改革を行ない、非効率的な事務運用を効率的に変えることも可能なのである。さらに、地方議会の意見書提出対象の拡大、政務調査費の交付、常任委員会の委員会数制限の撤廃など、 地方分権に伴う法改正によって、直接的な議会権限の拡大も実施されている。

しかしながら、このような環境変化に もかかわらず、相変わらず議員提出議 案が少ないことは嘆かわしいばかりであ る。行政を監視するだけでなく、自らが 条例を制定して行政を導き、改革してい く、そのような市民の代表としての議員、 議会の在り方がこれから求められてく る。残念ながら、日本ではまだまだ法律 や条例をツールとして活用するという意 識が低い。米国の州政府などでは、行政 を動かしたり地域産業を活性化させる ために、どのような法律を制定するかが 真剣に議論されている。行政のIT化を推 進するために数値目標を掲げた法律を 制定している州政府もある。日本におい ても、行政の改革を行政任せにせず、議 会が具体的な数値目標を掲げた条例を 制定して行政改革を主導していくことが 求められている。地方分権は行政だけ の問題ではない。厳しい時代を乗り切っ ていくために、議会や議員も意識を変え ていかなくてはならない。

1981年3月 東京大学文学部考古学科卒業。同年4月富士通株式会社入社、自治体向け住民情報システムの開発作業に従事。1996年1月 株式会社富士通総研へ出向。2001年総務省「地方公共団体へのIT総合サポート機能のあり方に関する検討委員会」委員。主な著書に『自治体のIT革命』(日本社会情報学会平成12年度優秀文献賞受賞/東洋経済新報社・2000)『IT革命と電子政府』(韓国地方自治団体国際化財団・2001)『行政サービス・手続きの電子化』(まちづくり資料シリーズ28地方分権5/共著/地域科学研究会・2002)電子自治体』(東洋経済新報社・2002)など多数。

